

介護保険制度改正のお知らせ（平成17年10月から）

保険証から有効期限がなくなります

10月から介護保険制度の改正により、介護保険の保険証自体の有効期限が廃止になります。
要介護（支援）認定の有効期間はこれまでどおりですので、間違いのないように手続きを行ってください。

更新は来年4月以降に

現在、皆さんにお配りしている介護保険被保険者証（以下「保険証」）は、保険証自体の有効期限が、平成21年10月31日までとなっています（平成17年10月以降発行分を除く）。

介護保険の保険証は健康保険証と違い、介護サービスを利用するとき以外には使用することがないため、これまででは有効期限を長期間で設定していました。

しかし、介護保険の保険証は、要介護（支援）認定されてはじめて効果を発するものであることから、今

回の法律改正で保険証の有効期限が廃止されることになりました。

平成17年10月以降に新たに発行する保険証は新しい様式になりますが、現在お手元にある保険証もこれまでどおり使うことができます。

新しい保険証は平成18年4月以降に一齐に更新する予定ですので、新しい保険証が届くまでそのままお持ちください。

合併で住所表示が変更

久慈広域連合は、久慈市・種市町・野田村・山形村・大野村・普代村の6市

町村で構成されていますが、平成18年1月1日に洋野町、同3月6日に（新）久慈市が合併により誕生します。

合併によって住所表示等が変更になりますので、保険証は新しい表示で再発行することになります。

合併による再発行は、合併時期が違うことから、その都度発行すると混乱するおそれがありますので、平成18年4月以降の一齐更新と同時にを行います。

介護サービスを利用している人で、一齐更新までの間に新しい保険証が必要な人は、広域連合から市町村介護保険窓口で再発行ができますので、お申し出ください。

保険証はお間違えなく

更新された後の古い保険証は、ご自分でハサミを入れるなどして捨ててください。

まれに、要介護（支援）認定更新申請の際などに、何枚もの保険証をお持ちになる人がいますが、これまでに認定された記録として保管しておくなどのほかには、介護サービス事業所などに提出するときの間違いのもとになるので、古い保険証は捨てるか、更新申請の際に窓口に戻還するようにしてください。

《これまでの保険証》

介護保険被保険者証

有効期限 平成 21 年 10 月 31 日

番号

姓 氏 名

住所

交付年月日 平成 年 月 日

保険者番号 03 8

住所表示 久慈広域連合

《新しい保険証》

介護保険被保険者証

番号

姓 氏 名

住所

交付年月日 平成 年 月 日

保険者番号 03 8

住所表示 久慈広域連合

有効期限がなくなりました